

月別のカレンダーが残り一枚となりました。

12月4日～10日は人権週間です。世界人権宣言が採択された12月10日を人権デーと定め、その日を最終日とする1週間が人権週間となっています。

そこで、本校では4日の5時間目に全校を体育館に集めて**「人権授業」を実施**しました。本校はR3・4年度と2年間、文科省人権教育研究指定校として取り組み、高評価をいただきました。その中心となって取り組んだ教諭が授業者となつての**「人権授業」**です。



まず、「人権とは何か」について、生徒に質問すると、「人が人であるための権利」「世界中の人たちが生まれた瞬間から持っている権利」など、なるほどと思う意見がたくさん出ました。授業者は大事な考え方として

「生きる権利」(命を守る)と「尊重される権利」(存在を認められる)の2つがあることを示して、「安心して自信をもって自由に生きられること」であり、「人権は個々が持っているいろんな権利の集まり」とまとめました。



そして、「障害者差別」「外国人差別」「インターネットによる人権侵害(ネット依存含む)」の3つの人権問題について具体的に考える場を設定し、発言を促しながら進めました。『「車椅子はたいへん」と思い込むことが無意識的な差別になる」ことや「文化の違う外国人と関わらないようにする無関心が差別につながる」こと、「好意的なつもりで友達との写真をSNS上にアップしたことが友達には『さらされた』と思われ人権問題に発展する」ことなどについてわかりやすく説明しました。



本校が大事にしている教育理念「ウェルビーイング」についてもふれ、「ウェルビーイングは『**今日も生きててよかった!**』ということだよ」と伝えました。青空のような心で「今日も生きててよかった!」といえる日々が東中生にいっぱい降り注ぎますように。